

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

自然的状況の基本的な調査対象範囲は事業実施想定区域及びその周囲とし、その状況を把握するため、調査範囲を設定し、既存資料の収集を行った。

「事業実施想定区域及びその周囲」として村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域、自営線敷設想定ルートを含めた調査範囲を設定した。

3.1.1 大気環境の状況

1 気象の状況

事業実施想定区域周辺の最寄りの気象観測所は、約 8km 西南西に位置する蔵王気象観測所である。2021 年の年間降水量は 1,191mm、平均気温は 12.1℃、平均風速は 5.9m/s、最多風向は西南西、年間日照時間は合計 1,826.1 時間となっている。

2 大気質の状況

宮城県では、「大気汚染防止法」に基づき、令和 2 年度末時点で一般環境大気測定局 29 局、自動車排出ガス測定局 9 局、特定項目測定局 1 局、大規模発生源監視局 11 局において大気汚染物質が測定されている。

「令和 3 年版 宮城県環境白書」（令和 4 年 1 月 宮城県）によると、最寄りの大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局は長町局、山田局、岩沼局、自動車排出ガス測定局は名取局である。令和 2 年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は環境基準の評価に適合しているが、光化学オキシダントは適合していない。

有害大気汚染物質は名取局で測定されており、環境基準又は指針値を達成している。また、ダイオキシン類は仙台市体育館で測定されており、環境基準を達成している。

3 騒音の状況

宮城県では、「騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」及び「騒音規制法」に基づき、一般環境騒音及び自動車騒音の常時監視が実施されている。

「令和 3 年版 宮城県環境白書」（令和 4 年 1 月 宮城県）によると、事業実施想定区域及びその周囲における環境騒音及び環境振動、自動車振動の状況について調査は実施されていない。自動車騒音は、平成 30 年度に仙台市太白区における常時監視の評価結果が公表されており、評価区間内の対象戸数 714 戸のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数は 682 戸(95.5%)であった。また、「令和 2 年度 公害苦情調査結果報告書」

（令和 4 年 2 月 宮城県）によると、騒音に係る苦情は仙台市 89 件、名取市 31 件が報告されている。

4 振動の状況

「令和 3 年版 宮城県環境白書」（令和 4 年 1 月 宮城県）によると、事業実施想定区域及びその周囲では公表された振動の測定結果はない。また、「令和 2 年度 公害苦情調査結果報告書」（令和 4 年 2 月 宮城県）によると、振動に係る苦情は仙台市で 3 件が報告されている。

3.1.2 水環境の状況

1 水象の状況

事業実施想定区域の周囲には一級河川である名取川水系の坪沼川、沢戸川、増田川が分布し、南側には一級河川である阿武隈川水系の子守沢が分布している。また、湖沼の分布はないが、名取市の樽水ダム、坪沼川及び沢戸川の上流には砂防ダムによる貯水池が分布する。

2 水質の状況

宮城県及び国土交通省では、「水質汚濁防止法」の規定により策定された公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質測定を実施している。「令和3年版 宮城県環境白書」（令和4年1月 宮城県）によると、事業実施想定区域の周辺では、事業実施想定区域を流れる坪沼川が名取川に合流する周辺の地点（碁石川合流前、碁石川最下流、赤石橋、坪沼川最下流）及び名取川の下流に位置する栗木橋、また、最寄りの測定地点である薬師橋及び樽水ダムで水質測定が行われている。令和2年度における測定結果は、人の健康の保護に関する項目及び生活環境の保全に関する項目の環境基準を達成している。

地下水は、「公害関係資料集 令和2年測定結果」（令和3年10月 仙台市）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、仙台市太白区の2地点で概況調査が、2地点で継続監視調査が行われている。令和2年度は、概況調査は環境基準を達成しているが、太白区の1地点で、継続監視調査の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。

ダイオキシン類は、「公害関係資料集 令和2年測定結果」（令和3年10月 仙台市）によると、栗木橋で水質及び底質、仙台市太白区で地下水の測定が行われている。令和2年度における測定結果は、環境基準を達成している。

また、「令和2年度 公害苦情調査結果報告書」（令和4年2月 宮城県）によると、水質汚濁に係る苦情は仙台市3件、名取市5件が報告されている。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1 土壌の状況

村田町内の事業実施想定区域は、褐色森林土壌が最も広く分布している。また、仙台市内の事業実施想定区域は、湿性褐色森林土壌が広く分布している。

土壌汚染の状況は、宮城県で「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境中のダイオキシン類測定を実施している。「令和3年版 宮城県環境白書」（令和4年1月 宮城県）によると、事業実施想定区域及びその周囲において測定は実施されていない。また、土壌汚染に係る苦情は宮城県では報告されていない。

2 地盤の状況

「令和3年版 宮城県環境白書」（令和4年1月 宮城県）によると、事業実施想定区域及びその周囲では地盤沈下に関する調査は実施されていない。また、地盤沈下に係る苦情は宮城県では報告されていない。

3.1.4 地形及び地質の状況

1 地形の状況

村田町内の事業実施想定区域は、丘陵地が大半を占めており、一部低地が分布している。また、仙台市内の事業実施想定区域は、丘陵地が分布している。

2 地質の状況

村田町内の事業実施想定区域は、火山性堆積物、固結堆積物が分布している。また、仙台市内の事業実施想定区域は、半固結～固結堆積物が分布している。

3 重要な地形及び地質

事業実施想定区域及びその周囲には、「日本の典型地形」（国土地理院）に選定された「坪沼・円田断層」、「太白山」、「亀ヶ森」、「磊々峡」、「茂庭付近」、「菅生(平)」が存在する。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1 動物の生息状況

1) 動物相の状況

文献その他の資料により事業実施想定区域及びその周囲で確認された動物相の状況は、哺乳類 4 目 9 科 12 種、鳥類 17 目 44 科 125 種、爬虫類 2 目 7 科 12 種、両生類 2 目 6 科 14 種、昆虫類 13 目 113 科 469 種、魚類 8 目 16 科 48 種、底生動物 5 目 9 科 15 種が確認されている。

2) 重要な種及び注目すべき生息地

文献調査で確認された動物の重要な種は、哺乳類 4 目 5 科 7 種、鳥類 11 目 16 科 31 種、爬虫類 2 目 4 科 4 種、両生類 2 目 3 科 8 種、昆虫類 8 目 37 科 67 種、魚類 7 目 11 科 20 種、底生動物 4 目 6 科 11 種である。

事業実施想定区域及びその周囲では、「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査調査報告書 クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 12 月)によると、カモシカ(天然記念物)及びツキノワグマの生息が確認されている。また、「ガンカモ類の生息調査(第 37 回 2006 年 1 月一斉調査)」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 12 月)によると、マガン、コハクチョウの生息が確認されている。

注目すべき生息地として、事業実施想定区域及びその周囲には県立自然公園二口峡谷、樽水・五社山県自然環境保全地域、太白山県自然環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域、菅生鳥獣保護区、愛宕鳥獣保護区が存在する。村田町内の事業実施想定区域には菅生鳥獣保護区が存在している。また、仙台市太白区には、仙台市における動物生息地として重要な地域が点在する。

2 植物の生育状況

1) 植物相の状況

事業実施想定区域及びその周囲の植物相の状況は、蘚苔類 25 目 66 科 242 種、維管束植物 59 目 172 科 2,098 種が確認されている。

2) 植生の状況

村田町内の事業実施想定区域の現存植生は、主としてスギ・ヒノキ・サワラ植林(植

生自然度 6)、クリ-コナラ群集(植生自然度 7)、アカマツ群落(植生自然度 7)、伐採跡地群落(植生自然度 4)が広がり、一部にケヤキ二次林(植生自然度 8)、シキミ-モミ群集(植生自然度 9)が分布する。また、村田町内の事業実施想定区域の東側エリアの西側にはヨシクラス(植生自然度 10)が隣接している。

3) 重要な種並びに重要な群落及び巨樹・巨木林

文献調査で確認された植物の重要な種は、53 目 100 科 338 種である。重要な植物群落は、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生を抽出した。村田町内の事業実施想定区域内では、シキミ-モミ群集(植生自然度 9)が該当する。また、事業実施想定区域及びその周囲には天然記念物の「シダレザクラ」と「滝前不動のフジ」が分布している。なお、村田町内の事業実施想定区域の東側エリアの西側にはヨシクラス(植生自然度 10)が隣接している。事業実施想定区域及びその周囲における巨樹・巨木の分布状況は、川崎町にフジが、岩沼市にアスナロが確認されている。

注目すべき生育地として、事業実施想定区域及びその周囲には県立自然公園二口峡谷、樽水・五社山県自然環境保全地域、太白山県自然環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域が存在している。また、仙台市太白区には、仙台市における植物生育地として重要な地域が点在する。

3 生態系の状況

1) 生態系の状況

事業実施想定区域及びその周囲は樹林地、草原、畑地・造成地等、水辺(河川、ため池等含む)に区分され、村田町内の事業実施想定区域は樹林地が大半を占める。

2) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周囲は、天然記念物であるイヌワシ、カモシカ及び渡り鳥の生息地とされている。また、保安林及び植生自然度 9, 10 の植物群落、天然記念物のシダレザクラ等が点在し、県立自然公園二口峡谷、樽水・五社山県自然環境保全地域、太白山県自然環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域、菅生鳥獣保護区、愛宕鳥獣保護区が存在する。仙台市太白区には、仙台市における動物生息地及び植物生育地として重要な地域が点在する。なお、村田町内の事業実施想定区域には菅生鳥獣保護区が存在している。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1 景観の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点として、「五社山・外山」、「三方塚」、「スポーツランド SUGO(見晴台)」など 12 箇所があげられる。また、主要な景観資源として、自然景観資源の「五社山・外山」、「愛宕山」など 9 箇所、歴史的・文化的景観資源の「民話の里・旧八巻家住宅」、「姥の手掛け石」など 13 箇所、合計 22 箇所があげられる。

2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、「五社山自然観察路・五社山・外山」、「スポーツランド SUGO」など 12 箇所があげられる。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の分布状況

1 空間線量率の状況

事業実施想定区域及びその周囲における空間線量率は、村田町役場において測定されている。村田町役場における過去5年（平成29年度～令和3年度）の空間線量率の年間の平均値は $0.024\mu\text{Sv/h}$ であり平成29年度から横ばい傾向にある。

2 公共用水域における放射性物質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における公共用水域の放射性物質は、環境省によるモニタリング調査が年間4回行われている。事業実施想定区域の最寄りの測定地点である薬師橋及び樽水ダムにおける過去5年（平成27年度の29年度～令和3年度）の放射性物質の測定結果は、水質の放射性物質は検出下限値以下であり、底質は $11\sim 136.0\text{Bq/kg}$ 、土壌は $74.4\sim 576.5\text{Bq/kg}$ 、空間線量率は $0.04\sim 0.05\mu\text{Sv/h}$ となっている。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1 人口の状況

過去5年（平成29年～令和3年）における人口及び世帯数は、仙台市太白区、名取市は増加傾向で推移している。一方で、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町の人口は減少傾向で推移している。

2 産業の状況

平成27年度の産業別就業者数は、仙台市太白区、名取市では「卸売業、小売業」が最も多く、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町では「製造業」が最も多くなっている。

1) 農業

令和2年度の農業産出額は、仙台市、名取市、岩沼市、村田町、柴田町では「米」が最も多く、川崎町では「肉用牛」が最も多くなっている。

2) 林業

令和2年時点の森林面積は、仙台市、名取市、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町の6市町で $76,627\text{ha}$ であり、民有林は $42,717\text{ha}$ である。また、各市町の民有林の割合は国有林より大きくなっている。

3) 商業

平成28年時点で、仙台市太白区、名取市、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町の事業所数は $2,836$ 件で、その従業員数は $25,137$ 人である。年間商品販売額は $896,029$ 百万円となっている。

4) 水産業

平成30年の宮城県の内水面漁業の養殖業の収穫量は 253t 、漁獲量は、魚類が 341t 、貝類が 13t となっている。また、事業実施想定区域及びその周囲の坪沼川及び戸沢川は名取川水系であり、名取川には広瀬名取川漁業協同組合の組合地区が存在する。

5) 工業

令和元年の仙台市太白区、名取市、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町の事業者数は 287 件であり、従業員数は $15,102$ 人である。6市町の製造品出荷額の総額は

50,752,346 万円となっている。

3.2.2 土地利用の状況

1 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲には都市地域、農業地域、森林地域が分布している。

2 用途地域の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、仙台市、名取市、川崎町に用途地域が指定されている。また、村田町内の事業実施想定区域及びその周囲には、仙台市太白区坪沼地区に市街化調整区域が指定され、名取市愛島台地区に第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域が指定されている。なお、村田町内の事業実施想定区域には用途地域の指定はない。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1 上水道としての利用状況

事業実施想定区域及びその周囲の河川及び湖沼には、上水道の取水地点及び地下水の取水地点は存在しない。湧水の利用は、仙台市で行われているが名取市、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町では行われていない。

2 農業用水としての利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における農業用水は、名取川が利用されている。また、農業用ため池も利用されており、「みやぎの農業用ため池データベース」(令和3年6月版 宮城県 HP、閲覧:令和3年12月)によると、村田町の農業用ため池は75箇所存在するが、村田町内の事業実施想定区域内には存在しない。

3 漁業による利用状況

事業実施想定区域及びその周囲には、名取川の広瀬名取川漁業協同組合に漁業権が設定されている。村田町内の事業実施想定区域の下流に位置する坪沼川は名取川に合流するが、村田町内の事業実施想定区域及びその周囲の河川には漁業権の設定はない。

3.2.4 交通の状況

1 交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、東北自動車道及び主要地方道仙台村田線が南北に、国道286号が東西に走っている。

村田町内の事業実施想定区域及びその周囲における主要道の昼間12時間交通量は、主要地方道仙台村田線で5,991台、一般県道名取村田線で616台となっている。

2 鉄道

事業実施想定区域の南東部には JR 東北新幹線が通っている。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

村田町内の事業実施想定区域及びその周囲には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、約 700m 南方向に SUGO 診療所が存在している。

2 住宅の配置の概況

村田町内の事業実施想定区域から最寄りの住宅までの距離は約 5m で、一部事業実施想定区域に住居が隣接している。

3.2.6 下水道の整備状況

事業実施想定区域の位置する仙台市の処理人口普及率は 99.7%、水洗化率は 99.5%、村田町の処理人口普及率は 83.9%、水洗化率は 90.7%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

1 一般廃棄物

事業実施想定区域が位置する仙台市のごみ処理量は 370,358t、村田町のごみ処理量は 3,588t となっている。

2 産業廃棄物

事業実施想定区域が位置する仙台市には産業廃棄物中間処理施設が 9 箇所、村田町には産業廃棄物中間処理施設が 5 箇所存在する。

3.2.8 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1 公害関係法令等

1) 環境基準

(1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正 平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)に基づき全国一律に定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

(2) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として定められている。

村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は類型指定地域に該当しない。

(3) 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」第 16 条第 2 項の規定に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、公共用水域及び地下水の水質について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。事業実施想定区域及びその周囲は名取川が A 類型に指定されている。

(4) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第1項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい条件として定められている。

(5) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）に基づき全国一律に定められている。

2) 規制基準

(1) 大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号、最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号）に基づき算出した硫黄酸化物の量とされている。地域ごとに定められているK値は、事業実施想定区域が存在する仙台市は7.0、村田町は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号、最終改正 令和2年6月5日法律第39号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

(2) 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」第3条第1項に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められており、宮城県では騒音規制法が適用される地域を指定している。なお、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は用途地域の指定のない地域となるため、第2種区域の適用を受ける。

(3) 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、宮城県及び仙台市では振動規制法が適用される地域を指定している。なお、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域は用途地域の指定のない地域となるため、第1種区域の適用を受ける。

(4) 水質汚濁

工場及び事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正 平成29年6月2日法律第45号）に基づき全国一律の排水基準が定められている。また、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号、最終改正 平成26年6月18日法律第72号）に基づき指定湖沼が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲では、同法に基づく湖沼の指定はない。

(5) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正 平成29年6月2日法律第45号）における特定有害物質と指定区域が定められている。なお、事業の実施にあたっては、土地の形質の変更の部分の面積の合計が3,000m²以上となる場合は、本法に則った届け出が必要である。

(6) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。

3) その他環境保全計画等

(1) 宮城県環境基本計画

宮城県では、平成7年4月に制定された「環境基本条例（平成7年宮城県条例第16号）」に基づき、平成9年3月に第1期の「宮城県環境基本計画」を策定し、これまでに令和2年度を目標年次とした第3期計画（平成28年3月）により、各環境分野の個別計画や関連計画に基づく施策を進めてきた。さらに、「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定など国内外の動向を十分に踏まえるとともに、「宮城県震災復興計画」以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、令和3年3月に第4期となる新たな「宮城県環境基本計画」を策定した。同計画にて、目指す環境の将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」とし、将来像を実現するための3つの基本方針のもと、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築、安全で良好な生活環境の確保等に向けた様々な施策の展開を進めている。

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー計画

再生可能エネルギーの普及に関しては、宮城県では平成14年に制定された「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」に基づき、平成17年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を策定し、震災後の状況を踏まえ平成25年度に改正が行われた。そして、平成29年度に行われた中間点検の結果や昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな計画として「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」が策定された。同計画では、2018年（平成30年）から2030年度（令和12年）までの13年間において発電方法別に導入目標を定めており、太陽光発電ではその設備容量を、2013年（平成25年）比で2030年（令和12年）に7.4倍とすることを目指している。

(3) 宮城県生物多様性地域戦略

生物多様性の保全に関して、平成20年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定した。本戦略では「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城 — 美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子ども笑顔が輝くふるさと宮城 —」を目指すべき将来像とし、2015年（平成27年）度から2034年（令和16年）度までの20年間で、在来の野生生物の保全、良好な自然環境の保全・再生、自然と共生する農林水産業を通じた農地・森林・沿岸域の生物多様性の向上等の取り組みを推進することとしている。

(4) 環境影響評価条例（宮城県）

宮城県では、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」が制定され、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」を制定し、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導してきた。さらに、従来の要綱を

土台とした「環境影響評価条例」を平成10年3月に制定及び公布した。

本条例の対象事業として、宅地やゴルフ場の造成工事、道路建設工事等があり、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業（第1種事業；30,000kW以上又は75ha以上、第2種事業；50ha以上75ha未満（事業実施区域内に環境保全の観点から法令等により指定された地域があるものに限る））も含まれている。また、「土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」が令和2年4月1日から施行され、建設工事に伴い発生した土砂を管理するために、土砂等の埋め立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合には、宮城県に許可の申請が必要となっている。

(5) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市環境基本条例に基づき、仙台市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定める計画であり、市・市民・事業者等が一体となって杜の都の環境づくりを進めるものとされている。計画期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を対象に、目指す環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」が掲げられている。また、環境都市像の実現に向けた分野別の環境施策では、脱炭素都市づくり、自然共生都市づくり、資源循環都市づくり、快適環境都市づくり、行動する人づくりの5項目が掲げられている。

2 自然関係法令等

(1) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「自然公園法」及び「宮城県立自然公園条例」に基づく自然公園として県立自然公園二口峡谷が存在する。

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域として、樽水・五社山、太白山が指定され、緑地環境保全地域として、高館・千貫山、蕃山・斎勝沼が指定されている。なお、「自然環境保全法」に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定はない。

(3) 緑地地区等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「都市緑地法」に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、並びに「生産緑地法」に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区は、仙台、門野山、釜房、菅生、愛宕山が指定されている。

鳥獣保護区特別保護地区とは、鳥獣保護区内でも特に野生生物の保護が必要で、区域内で工事等を行う場合は許可が必要となる。

村田町内の事業実施想定区域は菅生鳥獣保護区に指定されているが、特別保護地区には該当しない。

(5) 生息地等保護区の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の指定はない。

(6) その他条例等による指定状況

事業実施想定区域及びその周囲は環境省による「生物多様性保全上重要な里地里山」として坪沼地区が指定されている。

(7) 指定文化財・埋蔵文化財

事業実施想定区域及びその周囲において、「文化財保護法」、「宮城県文化財保護条例」、「村田町文化財保護条例」、「仙台市文化財保護条例」等により指定された史跡・名勝・天然記念物等の指定文化財は「旧八巻家住宅」、「生出山八幡神社里宮」など 10 件が分布する。また、埋蔵文化財の松日向遺跡、嶺岸遺跡等が分布している。

(8) 保安林

事業実施想定区域及びその周囲において、「森林法」に基づく「保安林」は存在するが、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域内には保安林の指定はない。

(9) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害防止法」等に基づく「土砂災害警戒区域」、「地すべり地形」は、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域の一部が土砂流危険区域、土石流危険溪流等に指定されている。

(10) 景観法の指定地域

事業実施想定区域及びその周囲では、仙台市が景観行政団体として位置付けられており、「杜の都の風土を育む景観条例」を制定している。また、令和 3 年 7 月 1 日より仙南市町に含まれる村田町、柴田町、川崎町において「仙南地域広域景観計画」が制定されているが、村田町内及び仙台市内の事業実施想定区域内に指定はない。

(11) 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(12) 宮城県版レッドデータブック

宮城県では、「宮城県の絶滅の恐れのある野生動植物-RED DATA BOOK MIYAGI2016-」が平成 28 年に発行された。そして、震災から 10 年目を迎え、先の県レッドデータブック 2016 の発行から 5 年目となる機会に、これまでの調査結果を踏まえた「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2021 年版」が令和 3 年に取りまとめられ、公表されている。また、植物（維管束類）、海岸地域の無脊椎動物類、淡水産貝類の 3 分類においては、「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2022 年版」が令和 4 年に取りまとめられ、公表されている。